官　庁　発　表

官　庁　事　項

消防庁国民保護計画の変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく消防庁の国民の保護に関する計画（以下「消防庁国民保護計画」という。）を次のとおり変更したので公表する。

平成30年６月29日　　消防庁長官　稲山　博司

消防庁国民保護計画の一部を次のように変更する。

目次中第２章第３節３の次に次のように加える。

４　避難施設に係る平素からの備え

目次中第２章第４節２を削り、同節３を同節２とする。

目次中第２章第８節４を次のように改める。

４　武力攻撃事態等に関する調査研究

第１章第２節７中「消防職団員」を「消防職員及び消防団員（以下「消防職団員」という。）」に改める。

第２章第３節２⑴の１つ目の○中「同報系の市町村防災行政無線」を「市町村防災行政無線（同報系）（以下「防災行政無線」という。）」に、「直接起動」を「自動起動」に改める。

第２章第３節２⑴の２つ目の○中「訓練」の次に「等」を、「情報伝達手段」の次に「等」を加える。

第２章第３節２⑵の見出し中「同報系防災行政無線」を「防災行政無線」に改める。

第２章第３節２⑵中「取り組み」を「取組」に、「市町村の同報系防災行政無線」を「防災行政無線」に改める。

第２章第３節２⑶の１つ目の○中「デジタル」を「デジタル方式の」に改める。

第２章第３節３の次に次のように加える。

４　避難施設に係る平素からの備え

○消防庁は、内閣官房と連携し、全国の指定状況や事例の情報提供等により、都道府県知事による避難施設の指定を促進する。この際、爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難に活用する観点から、コンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下街、地下駅舎等の地下施設の指定に配慮する。

○消防庁は、政府対策本部長が行う避難措置の指示及び都道府県知事が行う避難の指示が的確かつ迅速に実施できるよう、また、避難施設を事態に応じて適切に活用できるよう、避難施設について把握しておくべき標準的な項目を国において定めることへの必要な協力等を行うとともに都道府県に示すものとする。

○消防庁は、都道府県から報告された避難施設に係る情報を取りまとめ、国においてデータベースを作成することへの必要な協力等を行う。

第２章第４節２を削り、同節３を同節２とする。

第２章第６節２の１つ目の○中「おいて」の次に「、具体的な事態を想定し、関係機関の連携による、ＮＢＣ攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとなるよう努め、また」を加える。

第２章第８節４の見出し中「国民保護」を「武力攻撃事態等」に、「調査・研究」を「調査研究」に改める。

第２章第８節４中「あらゆる」を「様々な」に改め、「武力攻撃事態」の次に「等」を加える。

第３章第２節１⑷中「消防庁対策本部を消防大学校に」を「別に定める代替拠点に消防庁対策本部を」に改め、「消防大学校に」を削り、「移転する」の次に「ことを決定する」を加える。

第３章第２節３中「ホームページ」を「インターネット」に改める。

第３章第３節１の３つ目の○中「対策本部長」を「政府対策本部長」に改める。

第３章第４節１⑵の２つ目の○中「同報系の市町村防災行政無線」を「防災行政無線」に改める。

第３章第５節２⑵の２つ目の○中「地方公共団体を」を「地方公共団体と」に改める。

法務省国民保護計画の変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく法務省の国民の保護に関する計画（国民保護計画）を次のとおり変更したので公表する。

平成30年６月29日　　法務大臣　上川　陽子

法務省国民保護計画の一部を次のように変更する。

総論４の⑴中「会計課」の次に「，国際課」を加える。

別添１第１の１を次のように改める。

１　連絡会議は，次に掲げる議長，副議長，委員及び幹事により構成する。

議　　長：官房長
委　　員：大臣官房政策立案総括審議官
副 議 長：大臣官房秘書課長
委　　員：大臣官房人事課長
委　　員：大臣官房会計課長
委　　員：大臣官房国際課長
委　　員：大臣官房施設課長
委　　員：大臣官房厚生管理官
委　　員：大臣官房司法法制部司法法制課長
委　　員：民事局総務課長
委　　員：刑事局総務課長
委　　員：矯正局総務課長
委　　員：保護局総務課長
委　　員：人権擁護局総務課長
委　　員：訟務局訟務企画課長
委　　員：入国管理局総務課長
委　　員：法務総合研究所総務企画部長
委　　員：公安審査委員会事務局長
幹　　事：大臣官房付（官房長が指名する者）
幹　　事：大臣官房参事官（予算担当）
幹　　事：大臣官房秘書課付（大臣官房秘書課長が指名する者）
幹　　事：大臣官房人事課付（大臣官房人事課長が指名する者）
幹　　事：大臣官房国際課付（大臣官房国際課長が指名する者）
幹　　事：大臣官房施設課付（大臣官房施設課長が指名する者）
幹　　事：大臣官房秘書課広報室長
幹　　事：大臣官房会計課庁舎管理室長

別添１第１の４を次のように改める。

１　連絡会議の庶務は，大臣官房秘書課広報室が大臣官房人事課，大臣官房会計課，大臣官房国際課及び大臣官房施設課の協力を得て処理する。

別添２第１の１を次のように改める。

１　法務省対策本部は，次に掲げる本部長，副本部長，本部員及び幹事により構成する。

本 部 長：大臣
副本部長：副大臣
副本部長：大臣政務官